

低コスト植物工場成果重視事業実施要領

17生産第8531号
平成18年4月3日
農林水産省生産局長通知

第1 基本方針

低コスト植物工場成果重視事業実施要綱（平成18年4月3日付け17生産第8530号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第7の規定に基づき、低コスト植物工場成果重視事業の実施について必要な事項を定めるため、本要領を制定するものとする。

第2 事業の種類及び内容

1 低コスト植物工場技術実証施設整備事業

要綱第2の1の低コスト植物工場技術実証施設整備事業は、モデルとなる地区において、以下の革新的な施設園芸技術を総合的に活用して野菜の生産を行う低コスト植物工場の技術実証に必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 新たな工法を活用することにより、大型ガラス温室と同等の耐候性を確保しつつ、更なる低コスト化が可能な低コスト耐候性ハウス
- (2) ネットワークを活用し、大幅な低コスト化を図る環境制御システム
- (3) 連続型細霧冷房等、夏季の高温を低コストかつ安定的に抑制することにより周年栽培を可能とする夏季高温抑制技術
- (4) 冬季や曇天時の日射の不足を補う補光
- (5) 授粉作業が不要で、省力化に資する単為結果性品種
- (6) 作業性の改善と収量の増大を図る低段密植栽培
- (7) 有機質溶液を用いて高付加価値化を図る有機質利用養液栽培
- (8) その他要綱第4に定める事業の目標（以下「成果目標」という。）の達成に必要な施設園芸技術

2 低コスト植物工場技術実証・改良推進事業

要綱第2の2の低コスト植物工場技術実証・改良推進事業は、モデルとなる地区において、1の施設の整備に併せて、低コスト植物工場の技術実証及び改良に必要な以下の取組を行うものとする。

- (1) 当該技術実証施設に活用する革新技術について、導入・改良を進めるための技術検討会の開催
- (2) 革新技術の導入に当たっての技術指導
- (3) 当該技術実証施設における革新技術の効果、当該品目の収穫量及び農業経営費に係る実証調査
- (4) 実証調査を踏まえた技術の改良
- (5) その他モデルとなる地区における成果目標の達成に必要な取組

3 低コスト植物工場確立・普及推進事業

要綱第2の3の低コスト植物工場確立・普及推進事業は、全国的な視点から、低コスト植物工場技術の確立及び円滑な普及に必要な以下の取組を行うものとする。

- (1) モデルとなる地区における取組を踏まえ、各地域、各品目における低コスト植物工場技術の確立とその後の円滑な普及につなげるための推進委員会の開催
- (2) 低コスト植物工場の普及を戦略的に進めるための施設園芸、特に植物工場に係る全国の動向調査
- (3) 低コスト植物工場の導入指針の作成
- (4) 低コスト植物工場の導入・普及に向けたセミナー等の開催
- (5) その他全国的な視点から低コスト植物工場技術の確立・普及に必要な取組

第3 事業実施主体

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により応募したものの中から選定された者とする。

第2の1及び2の事業は、同一の事業実施主体が行うものとし、事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及び特認団体（2の特認団体をいう。）とする。

第2の3の事業の事業実施主体は、次に掲げる事項のすべてに該当する民間団体とする。

- (1) 本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力（本事業に関するノウハウ、関連事業についての実績及び施設園芸全般に関する十分な知見）を有すること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

2 特認団体

特認団体は、事業実施主体からの申請に基づき、事業の遂行能力を有する団体として地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第7の1の（2）及び第8の3を除き以下同じ。）が認める団体をいう。また、特認団体となりうる団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、金銭の出納管理等を確実にを行うことができるものとする。

3 事業の一部委託

事業実施主体は、事業の実施において、専門的な知見を要する等地方農政局長が適当と認める事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

第4 採択要件

- 1 第2の1の事業については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

- (1) 施設が成果目標達成の観点から適切な規模及び機能を有すること。

ただし、第2の1の(1)から(4)までの技術については必ず採用するものとし、地域及び対象とする野菜の品目に応じて必要な技術を採用すること。

(2) 事業参加農家が3戸以上であること。

(3) 施設は事業参加農家が共同で利用するものとし、以下のアからオまでのすべてを実施することとする。施設の整備に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

なお、アからウまでを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、アについては作業日、作業者、作業時間等を、イについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、ウについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

ア 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

イ 資材の共同購入

肥料、農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

ウ 共同出荷

出荷を共同で行うこととする。

エ 所有の明確化

当該施設は、事業実施主体の所有であることが規約又は登記簿により明らかであること。

オ 管理運営

当該施設が共同で管理運営されていること（利用料金の徴収及び一体的維持管理がされていること。）。

(4) 施設の適正な利用及び管理運営が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(5) 施設の整備に係る資金の調達が確実と見込まれること。

2 第2の2の事業については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

(1) 成果目標達成に向けた年次別の計画が適切なものであり、確実な執行が見込まれること。

(2) 事業参加農家が3戸以上であること。

(3) 取組を効果的かつ円滑に進める観点から、関係行政機関、普及指導センター、採用する革新技術に係る大学、試験研究機関、設備・資材のメーカー等の関係機関の密接な連携による推進指導が見込まれること。

(4) 本事業による技術の実証・改良の結果については、個人情報に属するものを除き、基本的に公表すること。ただし、本事業の成果として特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先である事業実施主体は、以下のアからウまでの条件を遵守すること。また、技術の実証・改良の一部を大学、独立行政法人等に委託する場合にあっても同様に、以下のアからウまでの条件を遵守することを約する

こと。

ア 事業成果が得られた場合には、知的財産権の出願を行った後、30日以内に地方農政局長に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国が当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

3 第2の3の事業については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

(1) 取組の内容が低コスト植物工場の確立及び円滑な普及を進める観点から適切なものであること。

(2) 第2の1及び2の事業を実施する地区のみならず、全国的な視点から必要な取組であること。

(3) 本事業による技術の確立・普及の結果については、個人情報に属するものを除き、基本的に公表すること。ただし、本事業の成果として特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先である事業実施主体は、以下のアからウまでの条件を遵守すること。また、技術の実証・改良の一部を大学、独立行政法人等に委託する場合にあっても同様に、以下のアからウまでの条件を遵守することを約すること。

ア 事業成果が得られた場合には、知的財産権の出願を行った後、30日以内に生産局長に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

第5 補助対象経費

1 補助の対象となる経費は、技術実証施設の整備、技術検討会の開催、技術の指導・改良、実証調査、推進委員会の開催、植物工場の動向調査、導入指針の作成及びセミナーの開催に要する経費とする。

ただし、技術実証施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

2 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。

第6 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において事業の実施に要する経費のうち、第2の1及び2の事業については、その2分の1以内を、第2の3の事業については、定額を補助するものとする。

第7 事業の実施手続き

1 事業実施計画の承認・報告

- (1) 事業実施主体は、「低コスト植物工場成果重視事業実施計画書」（第2の1及び2の事業にあつては別記様式A、第2の3の事業にあつては別記様式B）を作成し、別記様式第1号により地方農政局長に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、承認した事業実施計画について、別記様式2により生産局長に報告するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業の重要な変更については、事業実施主体は「低コスト植物工場成果重視事業変更実施計画書」（別記様式第3号）を作成し、1に準じて手続きを行うものとする。
なお、事業の重要な変更とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 総事業費の30パーセント以上の増減

3 事業の着工

- (1) 事業の実施は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前実施届（別記様式第4号）を、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、当該事業について、地方農政局長からの事業実施計画承認通知を受けて、実施するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、当該年度における事業の実施結果を「低コスト植物工場成果重視事業実施報告書」（別記様式第5号）により、翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、報告を受けた事業報告書について、別記様式6により生産局長に報告するものとする。

第9 補助事業費の取扱い

本事業に係る補助対象事業の事務及び事業費の取扱いについては、「農業・食品産業競争力強化支援補助対象事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通

知) によるものとする。

(別記様式1号)

番号
年月日

〇〇農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する事業実施
主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する事業実施
主体及び要領第2の3の事業の事業実施主
体にあつては農林水産省生産局長

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業実施計画の承認申請について

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成18年4月3日付け17生産第8531号農林水産省生産局長通知）第7の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(注) 関係書類として、要領第2の1及び2の事業については、別記様式A、要領第2の3の事業については、別記様式Bの事業実施計画書を添付すること。

(別記様式 2 号)

番 号
年月日

(農林水産省) 生産局長 殿

〇〇農政局長 印
(内閣府沖縄総合事務局長)

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業実施計画の報告について

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 生産第 8531 号農林水産省生産局長通知）第 7 の 1 の (2) の規定に基づき、事業実施計画の承認を行ったので報告します。

(注) 関係書類として、事業実施主体から提出された事業実施計画の承認申請の写しを添付すること。

(別記様式 3 号)

番 号
年月日

〇〇農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する事業実施
主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する事業実施
主体及び要領第 2 の 3 の事業の事業実施主
体にあつては農林水産省生産局長

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業実施計画の変更承認申請について

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 生産第 8531 号農林水産省生産局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて変更承認申請します。

（注）関係書類として、要領第 2 の 1 及び 2 の事業については、別記様式 A、要領第 2 の 3 の事業については、別記様式 B の事業実施計画書に準じた様式で作成した変更計画書を添付すること。

(別記様式 4 号)

番 号
年月日

〇〇農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する事業実施
主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する事業実施
主体及び要領第 2 の 3 の事業の事業実施主
体にあつては農林水産省生産局長

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業の補助金交付決定前実施届

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 生産第 8531 号農林水産省生産局長通知）第 7 の 3 の規定に基づき、低コスト植物工場成果重視事業実施計画に基づく別添事業について、下記の条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業名	事業実施主体	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理由
		円			

(別記様式 5 号)

番 号
年月日

〇〇農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する事業実施
主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する事業実施
主体及び要領第 2 の 3 の事業の事業実施主
体にあつては農林水産省生産局長

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業実施報告書

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 生産第 8531 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として、要領第 2 の 1 及び 2 の事業については、別記様式 A、要領第 2 の 3 の事業については、別記様式 B の事業実施計画書に準じた様式で作成した報告書を添付すること。

(別記様式 6 号)

番 号
年月日

(農林水産省) 生産局長 殿

〇〇農政局長 印
(内閣府沖縄総合事務局長)

平成 年度低コスト植物工場成果重視事業実施結果の報告について

低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 生産第 8531 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 1 の規定により事業実施計結果の報告を受けたので、同要領第 8 の 3 の規定に基づき報告します。

(注) 関係書類として、事業実施主体から提出された事業実施報告の写しを添付すること。